

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨・概要

- キャリアアップ助成金の処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）は、有期契約労働者等の週の所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し、厚生年金保険・健康保険（以下「社会保険」という。）を適用した場合に助成を行うものである。支給額については、平成 31 年度末までの暫定措置として、1 人あたり 20 万円（大企業は 15 万円）としている。
- 平成 28 年 10 月より、従業員 501 人以上の企業に勤務する短時間労働者に対して社会保険の適用が拡大される（※）。当該適用拡大にあわせ、キャリアアップ助成金の処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）の対象者の要件を見直し、週の所定労働時間を 5 時間以上延長し、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合とする。
 - ※ 現在は、一般的に週の所定労働時間が 30 時間以上の者が社会保険の加入の対象であるが、それに加え、従業員 501 人以上の企業で働く者が週の所定労働時間 20 時間以上等の要件を満たした場合も、社会保険の加入の対象となる。
- また、平成 31 年度末までの暫定措置として、短時間労働者への社会保険の適用を一層促進するため、週の所定労働時間を 5 時間以上延長又は週の所定労働時間を 1 時間以上 5 時間未満延長するとともに処遇改善コース（賃金規定等改定）の実施により有期契約労働者等の処遇の改善を図り、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合に、当該措置を講じた事業主に対して延長した時間の区分に応じ次に掲げる額を支給する。
 - 1 時間以上 2 時間未満延長：対象者 1 人につき 4 万円（大企業は 3 万円）
 - 2 時間以上 3 時間未満延長：対象者 1 人につき 8 万円（大企業は 6 万円）
 - 3 時間以上 4 時間未満延長：対象者 1 人につき 12 万円（大企業は 9 万円）
 - 4 時間以上 5 時間未満延長：対象者 1 人につき 16 万円（大企業は 12 万円）
 - 5 時間以上延長：対象者 1 人につき 20 万円（大企業は 15 万円）
- その他所要の規定の整備を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項及び第 2 項

3. 公布日・施行日

- (1) 公布日 平成 28 年 9 月下旬
- (2) 施行日 平成 28 年 10 月 1 日